

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2021 年 11 月 12 日号 (No.363)

I. 重要法令等の解説

1. 「独占禁止法（改正草案）（意見募集稿）」
2. 「民事訴訟法（改正草案）（意見募集稿）」

II. 注目法令等の紹介

1. 「銀行保険機構大株主行為監督管理規則（試行）」
2. 「情報安全技術 自動車データ収集の安全要求（意見募集稿）」

III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦
☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉
☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石
☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光
☎ 03-6266-8748

本号編集責任者：康 石

I. 重要法令等の解説

1. 「独占禁止法（改正草案）（意見募集稿）」

（原文「中华人民共和国反垄断法（修正草案）（征求意见稿）」）

全国人民代表大会常務委員会 2021 年 10 月 23 日公布、意見募集期限 2021 年 11 月 21 日

執筆担当：李 昕陽、塩崎 耕平、鈴木 幹太

全国人民代表大会常務委員会は、審議を経て、2021 年 10 月 23 日に独占禁止法（改正草案意見募集稿）（以下「本意見募集稿」という。）を公表した¹。本意見募集稿は、現行の「独占禁止法」（以下「現行法」という。）の施行中に生じた問題について、関連制度をさらに整備するものである。特に、セーフハーバー制度及び事業者集中の審査期間不算入制度が導入され、独占行為に対して従前より重い処罰が設けられていることが特筆に値する。なお、本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しないため、今後正式に公布される法令及び実務動向を注目する必要がある。

(1) 独占合意の禁止に関する改正

本意見募集稿は、事業者と取引相手との間における、第三者に対する商品の再販売価格の固定、又は商品を再販売する際の最低価格の限定に関する独占合意（垂直的独占合意）について、事業者において、当該行為が競争を排除し、又は制限する効果を有しないことを証明できる場合、当該行為を禁止しないと規定している（6 条）

¹ 2020 年 1 月 2 日にも、国家市場監督管理総局により起草された独占禁止法改正草案について、意見募集が行われている。2020 年 1 月 2 日に意見募集が行われた、「独占禁止法（改正草案）（意見募集稿）」（以下「2020 年意見募集稿」という。）の詳細については、[本ニュースレターNo.319（2020 年 1 月 24 日発行）](#)をご参照。

中国最新法令 < 速報 >

2。

また、本意見募集稿は、セーフハーバー制度を新たに導入した。すなわち、事業者において、その関連市場における市場占有率が法定基準³を下回っていることを証明できる場合には、本意見募集稿によって改正された独占禁止法における水平的独占合意、垂直的独占合意、及びハブアンドスポーク型合意⁴に関する規定を適用しないとする。但し、事業者が結んだ合意が、競争を排除し、又は制限することを証明する証拠がある場合はこの限りではない（8条）。

(2) 事業者集中に関する改正

本意見募集稿は、事業者集中が、独占禁止法における申告基準には達していないが、競争を排除し、もしくは制限する効果を有し、又はこれらの効果を有するおそれがあることが証明される場合に、独占禁止法執行機構が法に基づき調査を行わなければならないことを明確にした（10条）⁵。

また、本意見募集稿では、審査期間不算入制度（Stop the Clock）が追加された。すなわち、独占禁止法執行機構が、事業者集中の審査を行う際、（ア）申告資料が不十分である場合、（イ）事業者集中の審査に重大な影響を及ぼす状況が生じた場合、及び（ウ）制限的条件の付加についてさらに評価する必要がある、かつ事業者の同意を得た場合には、所要期間を審査期間に算入しないと規定された（11条）。もっとも、不算入となる期間の長さ及び具体的な実施手続については、本意見募集稿上明らかなではない。

(3) 独占行為に関する処罰の強化

本意見募集稿は、独占禁止法に違反した独占合意及び事業者集中の実施等の違法行為に対して、下表のとおり、現行法より厳しい処罰を含む、より実効性のある規

² 垂直的独占合意の認定に関しては、人民法院による関連判決及び独占禁止法執行機構による行政処罰をみる限り、実務上、人民法院は、（合理の原則に基づき）事業者が形成した合意の競争排除又は制限効果の有無を詳細に分析したうえで、垂直的独占合意に該当するか否かを認定することに対し、独占禁止法執行機構は、（当然違法の原則に基づき）事業者が形成した合意が現行法14条に合致すると判断した後、15条に定める責任免除規定が適用されない限り、直接競争排除又は制限効果を有すると推定する傾向にあり、両者の判断基準が異なっていた。本意見募集稿の内容が正式に制定された場合、上記の認定基準の不一致問題が解消される可能性がある。なお、関連する証明方法は明確にされておらず、今後正式に公布される法令及び実務の運用を確認する必要がある。

³ 本意見募集稿では、セーフハーバー制度が適用される市場占有率の基準は規定されていない。この点、「國務院独占禁止委員会による自動車業界に関する独占禁止指針」には、自動車業界における垂直的独占合意の場合、関連市場占有率が30%以下である事業者は顕著な市場支配力を有しないと推定される可能性がある旨の規定がある。また、「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」では、競争関係にある事業者の関連市場における市場占有率の合計が20%を超えず、又は事業者及び取引相手の関連市場における市場占有率がいずれも30%を超えない場合、國務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意と認定されないことができるとされている。

⁴ ハブアンドスポーク型合意の中国語原文は「轴辐协议」である。本意見募集稿第18条では、事業者は、その他の事業者を組織し、又はその他の事業者に実質的な援助を提供して独占合意を達成させてはならないとされており、2020年意見募集稿及び「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する指針」においても関連する内容が規定されている。「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する指針」に関する詳細は、[本ニュースレターNo.347（2021年3月15日発行）](#)をご参照。

⁵ 「事業者集中審査暫定規定」（[本ニュースレターNo.341（2020年11月27日発行）](#)）ご参照）及び「國務院による事業者集中の申告基準に関する規定」においても類似する内容が規定されている。

中国最新法令 < 速報 >

定を設けている。加えて、本意見募集稿では、行政処罰を受けた事業者に対する信用懲戒措置及び刑事責任の追及についても規定している（23条、26条）。

違法行為	現行法	本意見募集稿
独占合意の形成及び実施	（独占合意を形成し、かつ実施した場合）前年度販売額の1%以上10%以下の過料に処する（現行法46条）	前年度販売額がない場合、500万元以下の過料に処することを追加（16条）
	（形成した独占合意を実施していない場合）50万元以下の過料に処する（現行法46条）	300万元以下の過料に処する（16条）
		個人的責任がある事業者の法定代表者、主な担当責任者及び直接の責任者について、100万元以下の過料に処する； ハブアンドスポーク型合意を実施する事業者には、独占合意に関する処罰を適用する（16条）
独占禁止法に違反する事業者集中の実施	50万元以下の過料に処する（現行法48条）	競争を排除し、もしくは制限する効果を有し、又はこれらの効果を有するおそれがある場合、前年度販売額の10%以下の過料に処する； 競争を排除し、又は制限する効果を有しない場合、500万元以下の過料に処する（17条） ⁶
独占禁止法執行機構による調査を拒絶・阻害する行為	個人に対しては2万元以下の過料に処し、単位に対しては20万元以下の過料に処する； 情状が重大な場合、個人に対しては2万元以上10万元以下の過料に処し、単位に対しては20万元以上100万元以下の過料に処する（現行法52条）	単位については前年度販売額の1%以下の過料に処し、前年度販売額がない場合、又は販売額の計算が困難な場合、500万元以下の過料に処する； 個人については50万元以下の過料に処する（21条）
独占禁止法に違反し、情状が特に重く、影響が特に深刻であり、特に重大な結果をもたらした場合		独占合意、市場支配地位の濫用、事業者集中及び独占禁止法執行機構による調査の拒絶・阻害行為に関する独占禁止法の関連規定に定められた過料金額の2倍以上5倍以下の過料に処する（22条）

（全27条）

⁶ 2020年意見募集稿では、事業者集中について、①申告すべきであるのに申告せずに集中を実施した場合、②申告後認可を得ずに集中を実施した場合、③付加された制限的条件に違反した場合、④集中を禁止する決定に違反して実施した場合のいずれかに該当する場合、前年度販売額の10%以下の過料に処するとしていた。これに対して、本意見募集稿はこのような規定の仕方は採用せず、競争を排除し、又は制限する効果の有無によって場合を分けて異なる処罰を規定しており、競争排除又は制限効果がない場合には前年度販売額の一定割合に基づく高額な過料がなされる可能性を排除した点が注目される。

中国最新法令 < 速報 >

2. 「民事訴訟法（改正草案）（意見募集稿）」

（原文「中华人民共和国民事诉讼法（修正草案）（征求意见稿）」）

全国人民代表大会常務委員会 2021 年 10 月 23 日公布、意見募集期限 2021 年 11 月 21 日

執筆担当：胡 勤芳、井村 俊介

「民事訴訟法（改正草案）」（以下「本草案」⁷という。）は、「民事訴訟法（2017 年改正）」（以下「民事訴訟法」という。）を改正し、オンラインによる訴訟活動についても、通常の訴訟活動と同様の法的効力を有することを明確にした。また、従来認められていなかった判決書、裁定書や調解書の電子送達を可能とし、1 人の裁判官が単独で審理できる事件の範囲を拡大することに加え、少額訴訟については簡略化された方式により審理されること等が規定された。

（1）概要

民事訴訟法は、1991 年に制定されて以来、2007 年、2012 年及び 2017 年の 3 回にわたって改正が行われてきた。本草案は、これらに引き続く 4 回目の改正の草案であり、民事訴訟法に対して、以下のとおり計 16 箇所にわたる追加や修正を行うものとなっている。

（2）オンラインによる訴訟活動の法的効力の確認及び電子送達の対象の拡大等

まず、本草案により、民事訴訟活動が情報ネットワークプラットフォームを通じて行われる場合にも、オフラインの訴訟活動と同等の法的効力を有することが明確化された（1 条）。

また、送達について、現行の民事訴訟法では、人民法院は、受送達者の同意を経て、ファクシミリ、電子メール等、その受領を確認できる方式を用いて訴訟文書を送達することができるものとされているものの、判決書、裁定書、調解書の送達はその対象から除外されている（民事訴訟法 87 条）。本草案では、受送達者の同意がある場合には、判決書、裁定書及び調解書の送達も電子送達の方式による送達が可能とされた（6 条）。

更に、本草案では、公示送達の公示期間が 60 日から 30 日に短縮された（7 条）。

（3）単独裁判官制度の適用範囲の拡大

現行の民事訴訟法では、人民法院において 1 名の裁判官が単独で審理を担当（即ち単独裁判官による審理）できるのは、原則として①第一審の、②簡易手続による審理が適用される民事事件のみであり、その他の場合は、合議廷を構成して審理する必要があるとされている（民事訴訟法 39 条、160 条）。上記②の簡易手続による

⁷ 本草案は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しない。

中国最新法令 < 速報 >

審理が適用される事件は、(i) 基層人民法院及びその派出法廷が審理する、(ii) 事実が明らかであり、(iii) 権利義務関係が明確であり、(iv) 争いの大きくない、(v) 簡単な民事事件と定められている（民事訴訟法 157 条）。

本草案では、この単独裁判官制度の適用範囲が広がられた。具体的には、②簡易手続の適用範囲から(iv)「争いの大きくない」という要件が削除され（8 条）、また(v)「簡単な事件」という要件を満たさないために、簡易手続による審理を行えない場合でも、その他の要件を満たす場合には、1 名の裁判官が普通手続で単独で審理できることが定められた（2 条）。更に、①第一審において簡易手続による審理が終結して又は民事裁定⁸を不服として上訴がなされた第二審の民事事件であって、②(i) 中級人民法院や専門人民法院が審理する、(ii) 事実が明らかであり、(iii) 権利義務関係が明確であるものについても、1 名の裁判官が単独で審理することができる旨の規定が追加された（3 条）。

また、本草案では、単独裁判官による審理を行えない 6 種類の事件（国家利益や社会公共利益にかかわる場合や、集団的な紛争にかかわり、社会の安定に影響する可能性のある場合等）が明確化された（4 条）。更に、単独裁判官による審理を行えないにもかかわらず、これが行われている場合に、当事者が異議を申し立てることを認める規定も追加された（5 条）。

(4) 少額訴訟の対象範囲の調整及び手続きの簡略化

民事訴訟法では、簡易手続による少額の訴訟（「少額訴訟」）について、一審終審制が適用されている。少額訴訟とは、現状、簡易手続きが適用される民事事件（その要件は、上記（3）②(i)~(v)参照⁹）のうち、訴額が各省、自治区、直轄市の前年度の就業者年間平均賃金の 30%以下であるときとされている（民事訴訟法 157 条、162 条）。

本草案では、少額訴訟の訴額が各省、自治区、直轄市の前年度の就業者年間平均賃金の 50%以下に引き上げられ、かつ金銭給付の事件に限定された（9 条）。また、訴額が上記の額を超えても、各省、自治区、直轄市の前年度の就業者年間平均賃金の 3 倍以下である場合は、当事者双方の約定により少額訴訟によることができることが規定された（9 条）。

また、本草案では、少額訴訟によることができない 6 種類の事件（人身関係、財産権確認紛争にかかわる事件や涉外民事紛争、当事者が反訴を提起した事件等）が明確化された（10 条）ほか、当事者による少額訴訟の適用に関する異議申し立ての権利も新たに明記された（14 条）。

更に、本草案では、少額訴訟事件について、答弁期間や証拠申出期間が 15 日間から原則 7 日間に短縮された（11 条）ことに加えて、訴訟提起、答弁、呼出、送達、

⁸ 事件を受理しない旨の裁定、管轄権異議に対する裁定及び訴えの提起を却下する旨の裁定に対しては、上訴が可能である（民事訴訟法 154 条）。

⁹ なお、簡易手続きの要件として、本草案では(iv)「争いの大きくない」という条件が削除されたことは（3）で述べたとおりであるが、少額訴訟の要件としては本草案でもこの要件は引き続き有効とされている点に注意を要する。

中国最新法令〈速報〉

開廷審理等の手続き及び裁判文書の内容の簡略化（12条）や、審理期限の短縮（事件を立件した日から原則として2か月以内に結審する）も規定された（13条）。

（全16条）

II. 注目法令等の紹介

1. 「銀行保険機構大株主行為監督管理規則（試行）」

（原文「銀行保险机构大股东行为监管办法（试行）」）

中国銀行保險監督管理委員會 2021年9月30日公布、同日施行

執筆担当：孟立惠、水本真矢、五十嵐充

近年、銀行・保険会社の大株主が株主の権利を濫用した結果、少数株主の利益に深刻な損害を与える事例が見られるようになった¹⁰。そこで、銀行保險監督管理委員會は、銀行・保険会社の大株主の行動を規制するため、2021年9月30日、「銀行保險機構大株主行為監督管理規則（試行）」（以下「本規則」という。）を公布、施行した¹¹。

本規則はまず本規則の適用対象となる大株主について、株式保有割合などで定義したうえで（3条）、大株主の行動について株式保有、ガバナンス、取引の3つの面から規制を定めた。例えば、一定の場合を除き株式の相互保有は禁止され（9条。これにより銀行・保険会社が大株主の増資を引き受けることはできなくなると思われる。）、大株主である企業に所属する従業員は銀行・保険会社の高級管理職を兼務することができず（19条）、大株主によって指名された取締役は専門的な判断のもと全ての株主を公平に扱い独立して職務を遂行しなければならないとされ（18条）、大株主は銀行・保険会社との間の取引の内容を定期的に銀行・保険会社に報告・開示しなければならない（24条、25条）。

また、本規則は銀行・保険会社にも大株主の管理責任を課している。例えば、大株主の管理の最終責任は銀行・保険会社の取締役会が負うものとされ（40条）、銀行・保険会社には大株主が行ってはいけない行動のリストを作成することが奨励されている（43条）。また、銀行・保険会社は大株主の状況を把握し、定期的に報告・開示を行わなければならない（44条、45条）。

（全58条）

¹⁰ 本規則の公布以前の銀行・保険会社の大株主による権利濫用の事案として、例えば、晋州恒升地方銀行の大株主であった者が、2015年9月から2018年8月までの間、同銀行の内部及び外部の銀行職員に対して、他人の名前になりすまして偽のローン契約を結び、晋州恒升地方銀行から26億円のローン不正に取得して使用するように指示を行った事案などがあった（<https://export.shobserver.com/baijiahao/html/359411.html>）。

¹¹ 明確には規定されていないものの、本規則は外資銀行・保険会社にも適用されるものと解される。

中国最新法令 < 速報 >

2. 「情報安全技術 自動車データ収集の安全要求（意見募集稿）」

(原文「信息安全技术 汽车采集数据的安全要求（征求意见稿）」)

全国情報安全標準化技術委員会 2021年10月19日公布、意見募集期限 2021年12月18日

執筆担当：戴 楽天、福島 翔平、宇賀神 崇

近年、自動運転やIoT等の新技術の発展、コネクテッドカーや車載カメラの普及に伴い、自動車を通じて個人情報やデータ等が広く収集されている。これらの個人情報とデータの取り扱いには、「個人情報保護法」及び「自動車データ安全管理に関する若干規定（試行）」¹²が適用される。「情報安全技術 自動車データ収集の安全要求（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）¹³は、一定のデータの安全性を強化するための国家標準に関する意見募集稿である。

本意見募集稿は、自動車の製造業者による自動車の設計、生産、販売、使用、運用保守と第三者評価機関等の監督、管理、評価に適用される（1条）。自動車データのうち特に4種類を下表のとおり定義したうえ（4条）、以下に述べる通り、伝送、保存及び越境提供等の取扱いに要求される事項を明記した。

種類	車外データ	座席データ	運行データ	走行履歴データ
概要	カメラ等を通じて車外から収集した道路、建物、交通参加者等のデータ、及びそれを加工して生じたデータ	カメラ、赤外線センサー、指紋センサー等を通じて座席から収集したデータ（運転手や乗員の顔、声紋等のデータ等）、及びそれを加工して生じたデータ	スピードメータ、温度センサー等を介して、電子電機システムから収集されたデータ	衛星測位や通信ネットワーク等を用いて収集した車両の位置や走行経路に関するデータ

個人情報を含む車外データをインターネットを通じて自動車から伝送するためには、個人の個別同意又は匿名化処理が必要とされる（5.1条）。また、座席データをインターネットを通じて自動車から伝送することは認められない（5.2条）。なお、管理当局の要求に応じた伝送等については例外的に認められる（5.3条）。

車外データ及び走行履歴データは、原則として車外で14日を超えて保存してはならない（6.1条）。

車外データ、座席データ及び走行履歴データは越境提供してはならず、運行データを越境提供する場合、事前に国のネットワーク安全情報部門による安全評価を経なければならない（7.1条）。

なお、本意見募集稿で規定されていない場合でも、「個人情報保護法」及び「自動車データ安全管理に関する若干規定（試行）」等に従った取扱いが必要と考えられる。

(全8条)

¹² [本ニュースレターNo.359（2021年9月21日発行）](#)をご参照。

¹³ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しない。

中国最新法令 < 速報 >

Ⅲ. その他の法令等一覧

2021年10月12日から10月25日までの間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）

- ① 「陸地国境法」
（原文：中华人民共和国陆地国界法）
（全国人民代表大会常務委員会、2021年10月23日公布、2022年1月1日施行）
- ② 「家庭教育促進法」
（原文：中华人民共和国家庭教育促进法）
（全国人民代表大会常務委員会、2021年10月23日公布、2022年1月1日施行）
- ③ 「『会計検査法』の改正に関する決定」
（原文：关于修改《中华人民共和国审计法》的决定）
（全国人民代表大会常務委員会、2021年10月23日公布、2022年1月1日施行）
- ④ 「中国銀保監会派出機構規範性文書届出審査規則」
（原文：中国银保监会派出机构规范性文件备案审查办法）
（中国銀行保險監督管理委員会、2021年9月26日公布、2021年9月26日施行）
- ⑤ 「システム重要性銀行付加的監督管理規定（試行）」
（原文：系统重要性银行附加监管规定（试行））
（中国人民銀行、中国銀行保險監督管理委員会、2021年9月30日公布、2021年12月1日施行）
- ⑥ 「傷害保險業務監督管理規則」
（原文：意外伤害保险业务监管办法）
（中国銀行保險監督管理委員会、2021年10月13日、2022年1月1日施行）
- ⑦ 「電信ネットワーク詐欺防止法（草案）（意見募集稿）」
（原文：中华人民共和国反电信网络诈骗法（草案）（征求意见稿））
（全国人民代表大会常務委員会、2021年10月23日、意見募集期限2021年11月21日）
- ⑧ 「特殊医学用途調合食品登録管理規則（意見募集稿）」
（原文「特殊医学用途配方食品注册管理办法（征求意见稿）」）
（国家市場監督管理總局、2021年10月18日公布、意見募集期限2021年11月18日）
- ⑨ 「社会保険基金行政監督規則（意見募集稿）」
（原文「社会保险基金行政监督办法（征求意见稿）」）
（人材資源社会保障部、2021年10月21日公布、意見募集期限2021年11月21日）
- ⑩ 「登録会計士法改正草案（意見募集稿）」
（原文「中华人民共和国注册会计师法修订草案（征求意见稿）」）
（財政部、2021年10月15日公布、意見募集期限2021年11月18日）

中国最新法令 < 速報 >

セミナー情報

- セミナー [『中国における越境 EC の概要と法務上の留意点』](#)
開催日時 2021 年 11 月 10 日（水）14:00～2021 年 12 月 10 日（金）14:00
配信
講師 江口 拓哉、柴 巍
主催 経営法友会

- セミナー [『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』](#)
開催日時 2021 年 12 月 15 日（水）13:30～16:30
講師 五十嵐 充、宇賀神 崇
主催 株式会社金融財務研究会

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

- **新型コロナウイルス感染症への対応について**
世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、当事務所では下記の対応を実施しております。

■在宅勤務について

当事務所では、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、東京オフィスを含む一部のオフィスにおいて、出勤者を減らすなどの対応をとることとしております。

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX 等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承いただき、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

中国最新法令 < 速報 >

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止又は延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトにもその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせください。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、引き続き当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式で実施することとしております。

■感染者発生時の対応について

当事務所で勤務する者が新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合、これまでは個別にウェブサイトにて公表しておりましたが、その必要性が低下したため、2021年11月以降は公表しないことと致します。なお、今後も新型コロナウイルスの感染者が判明した場合には、所内で接触者を特定し出勤停止とすること、必要に応じて消毒を行うこと、所外で執務中に濃厚接触した方がいらっしゃった場合には個別に連絡することなど、必要な対応を継続して参ります。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

中国最新法令 < 速報 >

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、
山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、
福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、
重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚
姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、
吳馳、孟立恵、張雪駿、沈暘、李昕陽、崔北媿

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com